

定 款

一般社団法人 日本臨床アロマセラピスト協会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人 日本臨床アロマセラピスト協会と称する。

2 英文では、Japanese Clinical Aromatherapist Association (略称 JCAA) と表示する。

(定 義)

第2条 この定款において、臨床アロマセラピーとは、人々の自己治癒力を高め、健康の維持増進を図り、また健康問題を抱えた人に対しては症状改善、QOLの向上を目的に行うアロマセラピーのことをいう。

(目 的)

第3条 当法人は、会員相互の親睦を深め、知識の向上を図るとともに、臨床アロマセラピーの普及と発展に寄与し、社会に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- ① 臨床アロマセラピーに関する研究発表、シンポジウム、講演会、ワークショップ、セミナー等の開催
- ② 臨床アロマセラピーに関する資料等の収集・調査・研究に関する事業
- ③ 臨床アロマセラピーに関する研究の奨励及び研究業績の表彰
- ④ アロマセラピストの認定及び教育に関する事業
- ⑤ 研究会誌、ニューズレター等の発行、その他の出版物の発行に関する事業
- ⑥ 国内外の関連学術団体との協力関係を増進するための事業
- ⑦ 会員名簿の作成維持及び管理に関する事業

- ⑧ 会員の親睦及び福祉並びに社会貢献に関する事業
- ⑨ 求人情報又は求職者情報の提供に関する事業
- ⑩ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(主たる事務所の所在地)

第5条 当法人は、主たる事務所を神戸市に置く。

(公告方法)

第6条 当法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機 関)

第7条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章 会 員

(会員、入会及び種別)

第8条 当法人の会員は、次の3種とし、会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- ① 臨床アロマセラピスト会員 この法人の目的に賛同して入会した者であってHPS認定臨床アロマセラピスト取得者
- ② プロフェッショナルアロマセラピスト会員 この法人の目的に賛同して入会した者であってHPS認定プロフェッショナルアロマセラピスト取得者及びAHCP認定アロマセラピスト取得者
- ③ 名誉会員 学識経験者等でこの法人の発展に必要と認められた者

2 当法人の会員となるためには、当法人所定の申込様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

3 会員の氏名、住所、職場等に変更が生じた場合は、その都度当法人に連絡しなければならない。

(会員の権利及び義務)

第9条 会員は、当会の運営について、会長に意見を述べることができる。

2 会員は、資料の配布を受け、諸会合に出席し、第4条に定める事業に参加することができる。

3 会員は、定款及び総会の決定を順守しなければならない。

(会費等)

第10条 会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員は、入会金及び会費の納入を要しない。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次に掲げる事由に該当するときは、その資格を喪失する。

① 退会届を会長に提出しこれが受理されたとき

② 更新手続きを行わなかったとき

③ 総社員の同意があったとき

④ 成年被後見人又は被保佐人になったとき

⑤ 死亡又は会員である団体の解散

⑥ 除名されたとき

2 会員は、前項の資格を喪失したときは退会するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員がその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会員については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員としての地位を失う。

(退会)

第13条 会員は、いつでも退社することができる。

(除名)

第14条 会員の除名については、当法人の会員が法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反するような行為をしたとき等正当な事由があるときに限り、社員総会の特別決議により除名することができる。

2 前項の規定により除名する場合には、当該会員に対し、社員総会の1週間前までに除名する旨の理由を付して通知し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 前2項により除名が議決された場合には、除名した会員にその旨を通知することを要する。

4 除名を受けた者は当法人の登録から削除され、以降の再入会は認めない。

(会員名簿)

第15条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 社員総会

(構成)

第16条 総会は、すべての臨床アロマセラピスト会員及びプロフェッショナルアロマセラピスト会員並びに名誉会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(招集)

第17条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、副

会長がこれを招集する。

- 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、会員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第18条 社員総会は、会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(権 限)

第19条 社員総会は、以下の事項について議決する。

- ① 役員を選定及び解任
- ② 役員報酬等の額の決定又はその規程
- ③ 定款の変更
- ④ 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- ⑤ 入会の基準並びに会費等
- ⑥ 会員の除名
- ⑦ 解散及び残余財産の処分
- ⑧ 合併、事業の全部又は一部の譲渡
- ⑨ 理事会において社員総会に付議した事項
- ⑩ 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事項及びこの定款に定める事項

- 2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第17条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(議 長)

第20条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第21条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総

会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 各会員は、各1個の議決権を有する。

(書面又は代理人による議決権行使)

第22条 社員総会に出席できない会員は、書面又は代理人によってその議決権を行使することができる。

2 書面による議決権行使の場合は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、事前に議長に提出しなければならない。

3 代理人による議決権行使の場合は、社員総会ごとにその権限を委任されたことを証する書面を議長に提出しなければならない。

4 前3項の規定により議決権を行使する場合は、社員総会に出席したものとみなす。

(社員総会の決議の省略)

第23条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は会員から提案があった場合において、その提案に会員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員総会議事録)

第24条 社員総会の議事については、次の事項及び法令で定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名人2名以上が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- ① 社員総会が開催された日時及び場所
- ② 総会員数、出席（委任状によるものを含む。）会員数及び氏名
- ③ 審議事項
- ④ 議事の経過の要領及びその結果
- ⑤ 監事の選任等に関する意見又は発言の内容
- ⑥ 社員総会に出席した理事及び監事の氏名

- ⑦ 議長及び副議長の氏名
- ⑧ 議事録署名人の選任に関する事項
- ⑨ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第4章 理事、監事及び代表理事

(理事の員数)

第25条 当法人の理事の員数は、3名以上20名以内を置くものとする。

(理事の資格)

第26条 当法人の理事は、当法人の会員の中から選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、必要があるときは、会員以外の者から選任することを妨げない。

(監事の員数)

第27条 当法人の監事の員数は、2名以内を置くものとする。

(理事及び監事の選任の方法)

第28条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

(会長及び副会長)

第29条 当法人に会長1名、副会長2名を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

- 2 会長は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 3 会長は、当法人を代表し会務を総理する。
- 4 副会長は業務執行理事として会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(理事及び監事の任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第31条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 理事会

(招集)

第32条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

(招集手続の省略)

第33条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

① 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

- ② 規則の制定、変更及び廃止
- ③ 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- ④ 理事の職務の執行の監督
- ⑤ 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- ① 重要な財産の処分及び譲受け
- ② 多額の借財
- ③ 重要な使用人の選定及び解任
- ④ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑤ 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業

（議 長）

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれに代わるものとする。

（理事会の決議）

第36条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（理事会の決議の省略）

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（職務の執行状況の報告）

第38条 会長及び副会長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

(理事会議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項及び法令に定める事項を記載した議事録を作成し、会長及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

- ① 理事会が開催された日時及び場所
- ② 招集権者以外の理事又は監事の招集の請求等により開催されたときは、その旨
- ③ 理事総数、出席理事数及び出席者の氏名
- ④ 審議事項
- ⑤ 議事の経過の要領及びその結果
- ⑥ 決議を要する事項についての特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
- ⑦ 理事会への報告事項に関する意見又は発言の内容
- ⑧ 議長の氏名

第6章 評議員

(評議員)

第40条 当法人に、任意の機関として、評議員を置くことができる。

- 2 評議員は、会長が理事会の同意を得て委嘱する。
- 3 評議員は、当会の運営に関する重要事項について会長の諮問に応え、又、意見を述べることができる。
- 4 評議員の報酬は、無償とする。

(評議員の任期)

第41条 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された者の任期は、前任

者の任期の残存期間と同一とする。

- 3 増員により選任された評議員の任期は、他の在任評議員の任期の残存期間と同一とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第43条 会長は、毎事業年度、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

- 2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第44条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第45条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会においてすべての会員の議決権の4分の3以上に当たる多数による決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた次の事由により解散する。

- ① 定款で定めた存続期間の満了
- ② 定款で定めた解散の事由の発生
- ③ 臨床アロマセラピスト会員及びプロフェッショナルアロマセラピスト会員が欠けたこと
- ④ 合併により当法人が消滅した場合
- ⑤ 破産手続開始の決定
- ⑥ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第261条第1項又は第268条の規定による解散を命ずる裁判

(残余財産の帰属)

第48条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会において会員総数の4分の3以上の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。